JA助け合い組織『助さん部会』では、 協力会員を募集しています。

『助さん部会』とは、触れ合いと助け合いのボランティア組織。中種子・南種子管内の、高齢者など日常生活の手助けを必要とする方に、思いやりと優しさをもってお手伝いさせていただく会員制の組織です。

『助さん部会』では、ボランティア活動にご協力いただける協力会員を募集しています。加入ご希望の方は、下記までご連絡をお願いいたします。

【会員】

◎利用会員:おおむね65歳以上で、援助を希望される方。

◎協力会員:JA管内に居住し、情熱と理解をもって携わることのできる方 ◎賛助会員:自分では直接活動できないが、金品等の援助ができる方

【活動】

・青空班:男性会員を中心に、草払いや庭木の手入れ、墓掃除などの外回り

・ヘルパー班:食事作りや買い物・掃除などの家事援助

※いづれも1、2時間で終わる軽作業が中心で、必ず複数人で実施します。

【お申込み・お問い合わせ先】

本所 生活部 生活福祉課 1年:0997-24-2130

組合員資格をもう一度ご確認下さい

当 JA では組合員資格に変更が生じた場合、定款第3章の定めにより速やかに書面での変更手続きが必要となります。大変お手数ですが、該当される方は最寄りの JA 各支所窓口で手続きしていただきますよう、よろしくお願い致します。

◎ 正組合員とは?

- ① 10 アール以上の土地を耕作する農業を営む個人であって、その住所またはその 経営に係る土地または施設が、この組合の地区内にあるもの。
- ②1年の内90日以上農業に従事する個人であって、その住所またはその従事する農業に係る土地または施設が、この組合の地区内にあるもの。
- ③農業を営む法人であって、その事業所またはその経営に係る土地がこの組合の地区内にあるもの。

◎ 准組合員とは?

- ①この組合の地区内に住所を有する個人で、この組合の事業を利用することが適当と 認められるもの
- ②この組合から第7条1項第2号から第4号まで、または第13号の事業に係る物資の供給または役務の提供を1年以上継続して受けている、この組合の地区内に勤務地を有する個人であって、引き続きこの組合の事業を利用することが適当であると認められるもの・・・など。

